

平成29年(2017年)11月13日

	<h1 style="text-align: center;">大阪府 公報</h1>	<p>第4955号 平成29年11月13日 月曜日</p>
目次		
<h2 style="text-align: center;">条例</h2>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>公布された条例のあらまし(法務課)</u> ○ <u>条例の公布(法務課)</u> ○ <u>大阪府流域下水道事業条例(下水道室経営企画課)</u> ○ <u>大阪府子どもを性犯罪から守る条例の一部を改正する条例(青少年・地域安全室治安対策課)</u> ○ <u>大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例(青少年・地域安全室青少年課)</u> ○ <u>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事局人事課)</u> ○ <u>大阪府特別会計条例の一部を改正する条例(税務局税政課)</u> ○ <u>大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例(府民文化総務課)</u> ○ <u>大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例(府民文化総務課)</u> ○ <u>大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例(男女参画・府民協働課)</u> ○ <u>大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例(府政情報室情報公開課)</u> ○ <u>大阪府情報公開条例の一部を改正する条例(府政情報室情報公開課)</u> ○ <u>大阪府商工行政事務手数料条例の一部を改正する条例(都市魅力創造局企画・観光課)</u> ○ <u>大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(障害福祉室障害福祉企画課、子ども室子育て支援課、子ども室家庭支援課、環境衛生課)</u> ○ <u>大阪府附属機関条例の一部を改正する条例(保健医療室保健医療企画課、監査委員事務局監査第二課、警察本部刑事部検視調査課)</u> ○ <u>大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(食の安全推進課)</u> ○ <u>大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例(エネルギー政策課、建築指導室審査指導課)</u> ○ <u>大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(みどり推進室みどり企画課、環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課、農政室整備課)</u> ○ <u>大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課)</u> ○ <u>大阪府都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画室公園課)</u> ○ <u>大阪府建築都市行政事務手数料条例の一部を改正する条例(建築振興課)</u> ○ <u>大阪府営住宅条例の一部を改正する条例(住宅経営室経営管理課)</u> ○ <u>大阪府立学校条例等の一部を改正する条例(教育庁教育振興室高等学校課、教育庁教育振興室高校再編整備課)</u> ○ <u>大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例の一部を改正する条例(警察本部生活安全部保安課)</u> 		
<h2 style="text-align: center;">規則</h2>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>特別職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則のあらまし(人事局人事課)</u> ○ <u>一般職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則のあらまし(人事局人事課)</u> ○ <u>大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし(府民文化総務課)</u> ○ <u>大阪府死因調査等協議会規則のあらまし(保健医療室保健医療企画課)</u> ○ <u>大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし(食の安全推進課)</u> ○ <u>大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則のあらまし(環境衛生課)</u> ○ <u>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし(エネルギー政策課)</u> ○ <u>大阪府包括外部監査人選定委員会規則のあらまし(監査委員事務局監査第一課)</u> 		

- 特別職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則(人事局人事課)
- 一般職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則(人事局人事課)
- 大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則の一部を改正する規則(府民文化総務課)
- 大阪府死因調査等協議会規則(保健医療室保健医療企画課)
- 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食の安全推進課)
- 大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則(環境衛生課)
- 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(エネルギー政策課)
- 大阪府包括外部監査人選定委員会規則(監査委員事務局監査第一課)

告示

- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 都市計画の変更の案の縦覧(都市計画室計画推進課)
- 宅地建物取引業法に基づく免許の取消し(建築振興課)
- 宅地建物取引業法に基づく免許の取消し(建築振興課)

人事委員会

- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(事務局給与課)

- 2 この条例は、公布の日及び平成30年1月4日から施行します。

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例のあらまし

- 1 国家戦略特別区域法及び国家戦略特別区域法施行令の改正により、規定の整備を行います。

[関係条例]

- ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ほか5条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



大阪府附属機関条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 次の附属機関を新たに設置し、担任する事務を定めます。
 - ・大阪府包括外部監査人選定委員会
 - ・大阪府死因調査等協議会
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 題名を大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例に改正します。
- 2 規制の対象をふぐの販売又は販売に供するための保有、処理等をする営業から、ふぐの処理をする営業のみに変更します。
- 3 知事が指定したふぐ処理講習会を修了した者はふぐ処理登録者の登録を受けることができることとします。
- 4 ふぐ処理講習会に係る指定の申請の手続、取消事由等を定めます。
- 5 この条例は、公布の日及び平成30年4月1日から施行します。

大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要がないと認めるときは、小売電気事業者等の電気需給対策計画書の作成等を要しないこととします。
- 2 この条例は、公布の日及び平成30年4月1日から施行します。

大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 土地改良法の改正により、規定の整備を行います。

次に掲げる条例を公布する。

大阪府流域下水道事業条例

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の一部を改正する条例

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府特別会計条例の一部を改正する条例

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例

大阪府商工行政事務手数料条例の一部を改正する条例

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府都市公園条例の一部を改正する条例

大阪府建築都市行政事務手数料条例の一部を改正する条例

大阪府営住宅条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例等の一部を改正する条例

大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年十一月十三日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府条例第八十九号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一（略）		別表第一（第二条関係） 一（略）	
名称 (略)	担任する事務 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会	(略)	大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会	(略)
大阪府包括外部監査人選定委員会	地方自治法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人を公募の方法により選定する場合の当該包括外部監査人の選定の基準の策定及び当該包括外部監査人の選定に当たつての審査に関する事務	(略)	(略)
大阪府大阪市南部保健医療協議会	(略)	大阪府大阪市南部保健医療協議会	(略)
大阪府死因調査等協議会	死体の死因の調査及び身元の確認の体制の整備に関する施策についての調査審議に関する事務	(略)	(略)
二・三 (略)	(略)	二・三 (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。